

船舶事故調査報告書

令和5年3月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年4月18日 03時50分ごろ
発生場所	北海道佐呂間町富 ^{とつぶし} 富士漁港北北東方沖（北海道サロマ湖南部） 富 ^{とつぶし} 富士港北防波堤灯台から真方位029° 1,640m付近 （概位 北緯44° 06.7′ 東経143° 49.1′）
事故の概要	漁船第十八佳 ^{かつ} 津丸は、操業中、甲板員1人が、左腕をローラに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八佳 ^{かつ} 津丸、4.0トン HK3-122996（漁船登録番号）、個人所有 11.15m（Lr）×2.90m×0.94m、FRP ディーゼル機関、276kW（漁船原簿による）、平成9年3月20日
乗組員等に関する情報	船長 36歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年9月26日 免許証交付日 平成30年2月7日 （令和5年9月25日まで有効） 甲板員A 66歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、ほたてがい養殖漁業の容器交換作業を行う目的で、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、令和4年4月18日03時40分ごろ、富 ^{とつぶし} 富士漁港を出航し、03時45分ごろ‘富 ^{とつぶし} 富士漁港北北東方沖のほたてがい養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に到着し、主機を中立運転として船首を西方に向け、‘ほたてがいの稚貝の入ったざぶとんと呼ばれる容器をぶら下げたロープ’（以下「のし」という。）を左舷側に2か所あるガイドローラに掛け、操業を開始した。

本船は、船長がガイドローラ及び‘巻き揚げローラ’（以下「本件ローラ」という。）の操作、及びざぶとんを揚収する作業に当たり、甲板員A及び乗組員1人がざぶとんを揚収する作業を、別の乗組員2人が揚収されたざぶとんからほたてがいの稚貝を取り出す作業をそれぞれ行っていた。

船長は、本件ローラを作動させた状態で、ガイドローラを操作して、本船をのしに沿って船尾方に移動させていた。

甲板員Aは、のしに繋がった浮き玉のロープを左手で保持し、同ロープをのしから取り外そうとして、右手で同ロープとのしの結び目を解こうとしていたところ手間取って解くことができないでいるうちに、浮き玉がガイドローラに引っ掛かり、左手で同ロープを保持した状態のまま、同ロープが緊張して本件ローラに接近していく中、03時50分ごろ本件ローラと船縁の間に左腕が巻き込まれた。

（図1、図2、写真1 参照）

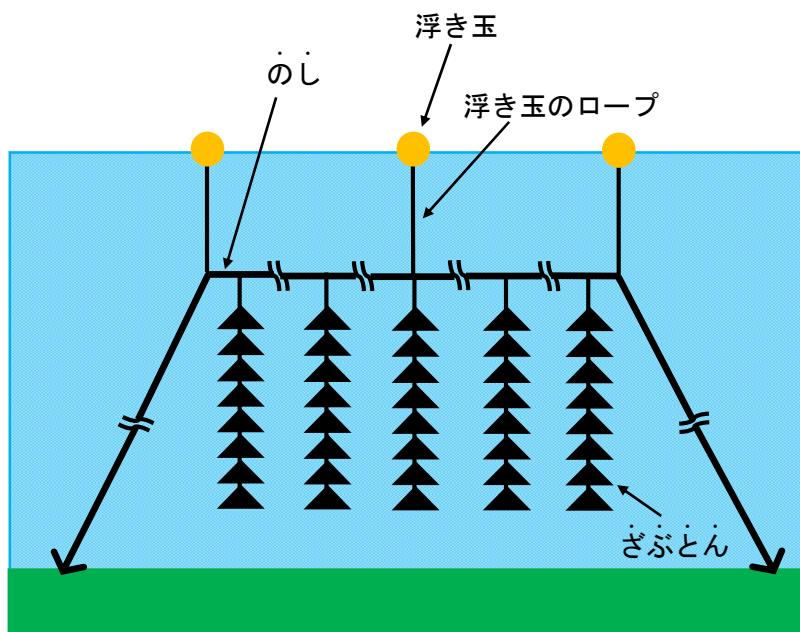


図1 本件養殖施設の状況図（イメージ）

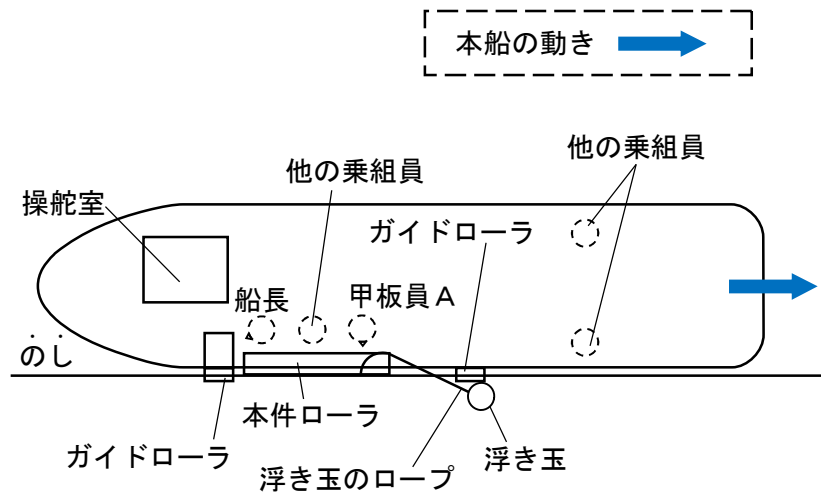


図2 本船の乗組員の配置概略図（イメージ）



写真1 甲板員Aが巻き込まれた状況（再現）

船長は、左舷船首方を向いてガイドローラを操作していたところ、甲板員Aの声を聞き、本件ローラに甲板員Aが巻き込まれたことに気が付き、本件ローラ及びガイドローラを停止した。

すぐに乗組員が、浮き玉のロープを刃物で切断し、甲板員Aを本件ローラから救助した。

船長は、本船を操船して富武士漁港に戻り、携帯電話で119番通報をして救急車を要請した。

	<p>甲板員 A は、救急車で北海道遠軽町内の病院に搬送された後、北海道北見市内の病院で左橈尺骨遠位骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図、写真 1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>本件ローラは、油圧式で、長さが約 301 cm、直径が約 18 cm で、甲板から同ローラの上端までの高さは、約 71.5 cm であった。</p> <p>本件ローラの回転方向は、船尾側から見て時計回りであった。</p> <p>甲板員 A は、本事故当時、小型船舶用救命胴衣、カッパの上下を着用していた。</p> <p>船長は、ガイドローラを操作して本船をのしに沿って移動させる際、引き続いて使用される本件ローラを一旦停止することは余りなかったが、本件ローラを一旦停止するか、一旦停止しない場合でも、本件ローラ付近で作業をしている甲板員 A の方に注意を向けて、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって浮き玉のロープが緊張するなどの異常を認めた場合には、すぐに本件ローラを停止するようにしていれば良かったと、本事故後に思った。</p> <p>甲板員 A は、本件ローラが回転中、浮き玉のロープを取り外していた際、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって同ロープが緊張するなどの異常を感じたときには、作業を無理に続けず、巻き込まれる前に、すぐに同ロープから手を離し、本件ローラを停止するよう船長に声をかければ良かったと、本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、富武士漁港北北東方沖において操業中、本件ローラを作動させた状態でのしに沿って移動していた際、甲板員 A が、浮き玉のロープをのしから取り外そうとして、右手で同ロープとのしの結び目を解くことに意識を集中していたことから、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって同ロープが緊張し、同ロープを保持していた左手が本件ローラに接近していることに気付かずに、本件ローラと船縁の間に左腕が巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、富武士漁港北北東方沖において操業中、本件ローラを作動させた状態でのしに沿って移動していた際、甲板員 A が、浮き玉のロープをのしから取り外そうとして、右手で同ロープとのしの結び目を解くことに意識を集中していたため、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって同ロープが緊張し、同ロープを保持していた左手が本件ローラに接近していることに気付かずに、本件ローラと船縁の間に左腕が巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 巻揚げローラ付近で浮き玉のロープをのしから取り外す作業を行う者は、同ローラが回転中、同ロープとのしの結び目を解くことのみを意識を集中せず、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって同ロープが緊張するなどの異常を感じたら、すぐにロープから手を離し、声を発するなどして周囲に知らせること。・ 巻揚げローラの操作者は、ガイドローラを操作して自船をのしに沿って移動させる際、巻揚げローラを一旦停止するか、一旦停止しない場合でも、巻揚げローラが回転中、巻揚げローラ付近で作業している者の動きを気に向け、浮き玉がガイドローラに引っ掛かって浮き玉のロープが緊張するなどの異常を認めた場合には、すぐに巻揚げローラ等を停止すること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

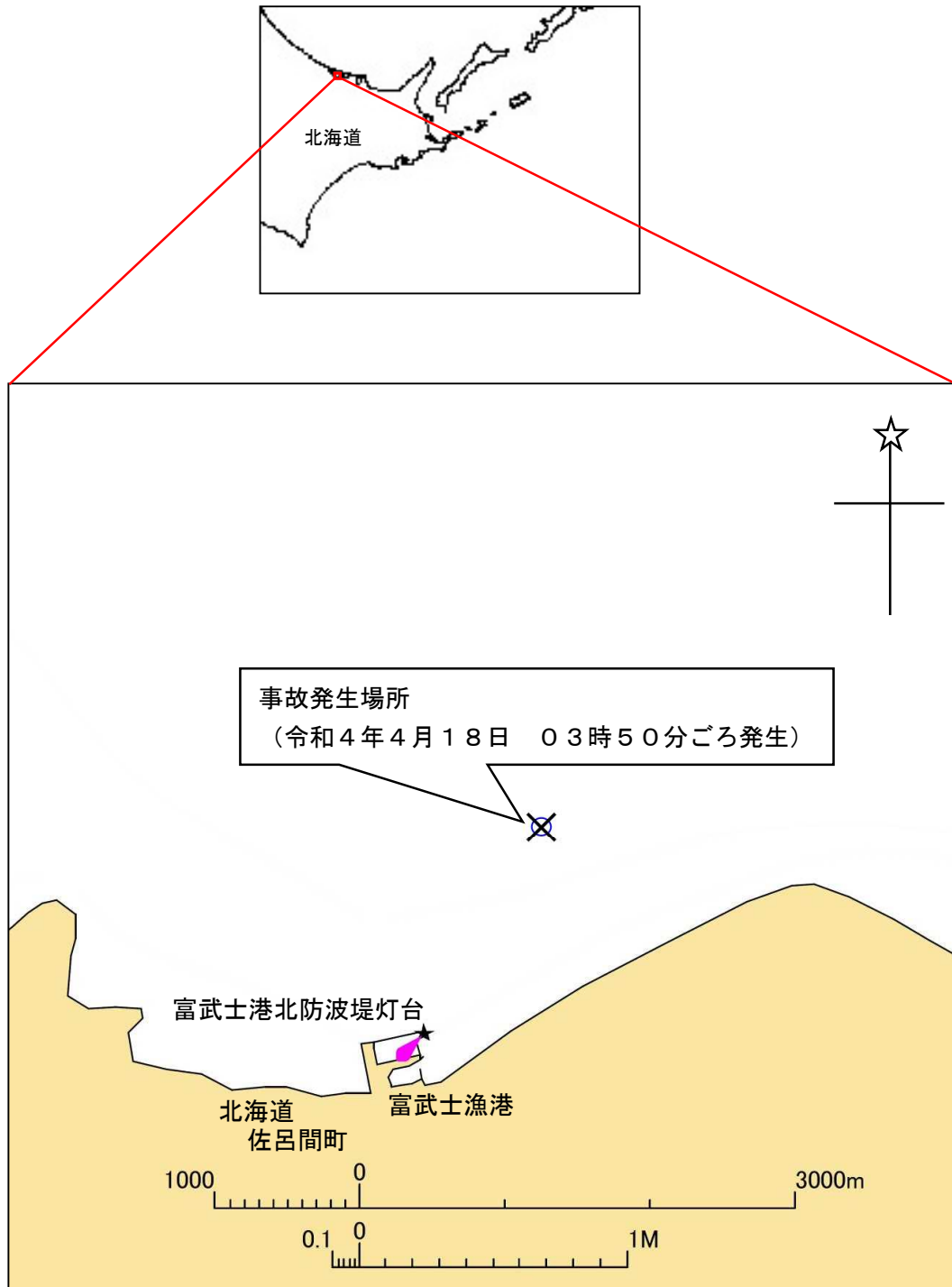


写真1 本船

